

日本生体医工学会選奨規程

(昭和50年2月28日理事会議決)
 (昭和51年7月8日理事会一部改訂)
 (昭和56年2月20日理事会一部改訂)
 (昭和56年4月6日理事会一部改訂)
 (平成4年12月4日理事会一部改訂)
 (平成6年3月18日理事会一部改訂)
 (平成27年10月14日理事会一部改訂)
 (平成28年1月22日理事会一部改訂)
 (平成28年5月28日理事会一部改訂)
 (令和4年10月14日理事会一部改訂)

第1章 総則

- 第1条 本会の対象とする領域における学術または関連事業に対し、業績ある者の表彰または奨励（以下、選奨と略称する）はこの規程により行う。
- 第2条 選奨の種類は次の通りとする。
- イ. 論文賞・阪本賞
 - ロ. 新技術開発賞
 - ハ. 研究奨励賞・阿部賞
 - ニ. 荻野賞
 - ホ. 生体医工学シンポジウムにおける賞
 - ヘ. その他の賞
- 第3条 前条の各選奨の候補者を調査選定するため、各賞毎に選定委員会を設ける。各選定委員会の委員は公平に選任され、公正に審査を行い、結果を選定する。
- 第4条 論文賞・阪本賞、新技術開発賞、研究奨励賞・阿部賞、および荻野賞の受領者は前条の委員会の選定に基づき理事会の議決により決定する。2. 上記以外の賞の受領者は、それぞれの委員会の選定に基づき各組織委員長が決定する。
- 第5条 各選奨の賞状等は、通常総会その他の適当な機会において贈呈する。
- 第6条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容等を速やかに公表する。

第2章 論文賞・阪本賞

- 第7条 論文賞・阪本賞は、本会の対象とする領域における学問および技術に大きな貢献をする論文の著者を表彰するもので、本会の機関誌に掲載された研究論文のうち特に優秀なものを選びその著者に贈呈する。
- 第8条 表彰する論文は毎年1編とするが、編数は理事会の議決により変更することができる。
- 第9条 選定の対象となる論文は、表彰の時期の前々年の1月から12月までの間に掲載されたものに限る。ただし、受賞者が非会員の場合、第一著

者が死亡した場合を除き、受賞時には第一著者は本会会員にならなければならない。

- 第10条 表彰する論文が共著の場合は著者全員を表彰する。
- 第11条 論文賞・阪本賞は同一著者に重ねて授賞しても差支えない。
- 第12条 論文賞・阪本賞は賞状、賞碑および賞金とし、表彰は理事長名で行う。
2. 賞金の金額は、前年度の実績を鑑み、理事会によって決定する。

第3章 新技術開発賞

- 第13条 新技術開発賞は、本会の対象とする領域における有益な技術開発を行った者に贈呈する。
- 第14条 新技術開発賞の受賞者は民間企業に所属し、獨創性に富み、かつ薬機法上の承認または認証を経て実用性が示されたか、あるいは優れた商品として認められた生体医工学技術（装置、ソフトウェア、システム等を含む）を開発した者の中から選定する。
- 第15条 新技術開発賞は毎年1件とするが、件数は理事会の議決により変更することができる。
- 第16条 新技術開発賞選定の対象となる技術は、民間企業で開発され、応募締切日から遡って2年間に、薬機法上の承認または認証されたか商品化されたものに限る。
- 第17条 新技術開発賞選定の対象となる技術が、一つの企業内の複数人もしくは複数企業で共同開発された場合は、開発者全員（開発グループ）を表彰する。
- 第18条 新技術開発賞は同一開発者に重ねて授賞しても差支えない。
- 第19条 新技術開発賞は賞状とし、表彰は理事長名で行う。

第4章 研究奨励賞・阿部賞

- 第20条 研究奨励賞・阿部賞は、本会の対象とする領域における学問技術の有益な研究発表を行った者に贈呈する。
- 第21条 研究奨励賞・阿部賞を受ける者は、本学会大会において優秀な研究発表をした者で次の各号に該当する者の中から選定する。ただし、受賞者が非会員の場合、受賞時には本会会員にならなければならない。
- イ. 講演の時期において35歳以下の者であること。
 - ロ. 大会参加申込の際、講演者として登録し、かつ講演を行った者であること。
 - ハ. この賞を受けたことがない者であること。
- 第22条 研究奨励賞・阿部賞を受ける者は、1つの研究発表につき1名とする。

- 第23条 研究奨励賞・阿部賞は毎年5名とするが、人数は理事会の議決により変更することができる。
- 第24条 研究奨励賞・阿部賞の対象となるのは、表彰の時期の前年の本学会大会で発表されたものに限る。
- 第25条 研究奨励賞・阿部賞は賞状および賞金とし、表彰は理事長名で行う。
2. 賞金の金額は、前年度の実績を鑑み、理事会によって決定する。

第5章 荻野賞

- 第26条 荻野賞は、本会の対象とする領域において独創性があり、かつ臨床上有用と認められる研究に対し研究助成を目的として贈呈する。
- 第27条 荻野賞を受ける者は、本会会員が所定の書式により応募した中より選定する。
- 第28条 荻野賞は毎年1件とするが、件数は理事会の議決により変更することができる。
- 第29条 荻野賞は同一研究者に重ねて授賞しても差支えない。
- 第30条 荻野賞は賞状および研究助成金とし、表彰は理事長名で行う。
2. 研究助成金の金額は、前年度の実績を鑑み、理事会によって決定する。

第6章 生体医工学シンポジウムにおける賞

- 第31条 本会の対象とする領域における学術および技術の発展、さらに若手研究者の育成などを目的として生体医工学シンポジウム（以下、シンポジウム）を開催する。シンポジウムでは、広く優秀な研究やその趣旨に沿った貢献を行った者等に対して選奨を行うことができる。
- 第32条 シンポジウムにおける選奨の種類は、原則として次の通りとする。ただし、シンポジウムの組織委員長は必要に応じて、その他の賞を設けることができる。
イ. ベストリサーチアワード
ロ. ベストレビューアワード
- 第33条 組織委員長は前条の賞の選定委員会の体制について予め理事会に報告し承認を受ける。また、その他の賞を設ける場合は、さらに設定要旨その他の所要事項を付して予め理事会に報告し承認を受ける。
- 第34条 ベストリサーチアワードは、当該のシンポジウムにおいて発表された優秀な論文に対して行われる。
2. ベストリサーチアワードにおいて表彰する論文が共著の場合は著者全員を表彰する。
3. ベストリサーチアワードは賞状とする。

- 第35条 ベストレビューアワードは、当該のシンポジウムにおいて投稿された論文に対し質の高い査読を行った者に対して行われる。
2. ベストレビューアワードは賞状とする。
- 第36条 組織委員長は、それぞれの選定委員会の承認を得て受領者を決定し、シンポジウムにて組織委員長名および理事長名で表彰を行う。その後、選定要旨その他の所要事項を付して速やかに理事会に報告する。

第7章 その他の賞

- 第37条 本会の対象とする領域における有益な研究や貢献を行った者等に対し、大会、支部、専門別研究会など開催する行事において選奨を行うことができる。
- 第38条 賞の名称および表彰する人数もしくは論文の編数などは運営する組織により設定し、予め設定要旨や選定委員会の体制その他の所要事項を付して理事会へ報告し承認を受ける。
- 第39条 選奨を行う組織委員長は選定委員会の承認を得て受領者を決定し、組織委員長名で表彰を行う。その後、選定要旨その他の所要事項を付して速やかに理事会に報告する。

第8章 各選奨の選定委員会

- 第40条 論文賞・阪本賞、新技術開発賞、研究奨励賞・阿部賞および荻野賞の4つの委員会の委員長は、理事長が理事の中から指名し、理事会の承認により決定する。
その他の賞の選定委員会の委員長は各組織委員長が指名し、理事会の承認により決定する。
2. 委員長は委員会の会務を総理する。ただし、委員長は2つ以上の委員会の委員長または委員を兼ねることができる。
- 第41条 委員会の委員は、委員長が正会員の中から指名し、委員長が委嘱する。ただし、委員は2つ以上の委員会の委員長または委員を兼ねることができる。
- 第42条 論文賞・阪本賞、新技術開発賞、研究奨励賞・阿部賞および荻野賞の4つの委員会は、委員長と委員18名をもって組織する。
2. その他の選奨が行われる場合にはその都度複数名による選定委員会を組織する。
3. 各委員会の構成において医学生物学系（以下、M系）および理工学系（以下、E系）委員がそれぞれ少なくとも1名以上含まなければならない。
- 第43条 論文賞・阪本賞、新技術開発賞、研究奨励賞・阿部賞および荻野賞の4つの委員会では、それぞれM系幹事およびE系幹事各1名をおく。

2. 幹事は委員の中から選任する。
3. 幹事は委員長の命により委員会の会務を処理する。

第 44 条 各選定委員会は選奨対象者に対し公正に審査を行い、選奨の結果を選定する。

2. 委員会構成員は、それぞれの選奨候補者と利害関係があると見なされる議案の審議及び議決に加わることはできない。

第 45 条 各選定委員長は前条の手續により各選奨の選定を行ったときは、選定要旨その他の所要事項を付して理事会あるいは当該の組織委員長に報告する。

第 46 条 委員会は各選奨の受領者が決定されたときをもって解散する。

第 9 章 補則

第 47 条 この規程は昭和 50 年 2 月 28 日より実施する。